福岡出入国在留管理局大分出張所	大分市
福岡出入国在留管理局宮崎出張所	宮崎市
福岡出入国在留管理局鹿児島出張所	鹿児島市
福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所	那覇市
福岡出入国在留管理局那覇支局石垣港出張所	石垣市
福岡出入国在留管理局那覇支局嘉手納出張所	沖縄県中頭郡嘉手納町
福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所	宮古島市

○法務省令第二十八号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、公安調査庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

公安調査庁組織規則の一部を改正する省令

公安調査庁組織規則（平成十三年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公文書監理官及び参事官） **第一条**　総務部に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官一人を置く。	（参事官） **第一条**　総務部に、参事官一人を置く。
2　公文書監理官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。	2　［項を加える。］
3　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第二十九号

法務省組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令

不動産の管轄登記所等の指定に関する省令（昭和五十年法務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不動産、工場財団及び農業用動産の管轄登記所の指定） **第一条**　不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財団（以下「工場財団」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は工場財団を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該不動産、工場財団又は農業用動産の管轄登記所は、次の各号に掲げる場合には、その区分に従い当該各号に掲げる者が、その他の場合には、法務大臣が指定する。 一　［略］ 二　前号の場合を除き、当該数個の登記所が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十三条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の登記所である場合　当該法務局の長 （筆界特定の管轄法務局等の指定） **第三条**　対象土地（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第三号の対象土地をいう。）が数個の法務局又は地方法務局の管轄区域（法務局にあっては法務省組織令第六十三条第二項の規定による事務以外の事務に関する管轄区域をいい、地方法務局にあっては同令第六十五条の管轄区域をいう。）にまたがる場合における筆界特定（不動産登記法第百二十三条第二号の筆界特定をいう。）についての管轄法務局又は管轄地方法務局は、当該数個の法務局	（不動産、工場財団及び農業用動産の管轄登記所の指定） **第一条**　不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財団（以下「工場財団」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は工場財団を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該不動産、工場財団又は農業用動産の管轄登記所は、次の各号に掲げる場合には、その区分に従い当該各号に掲げる者が、その他の場合には、法務大臣が指定する。 一　［同上］ 二　前号の場合を除き、当該数個の登記所が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の登記所である場合　当該法務局の長 （筆界特定の管轄法務局等の指定） **第三条**　対象土地（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第三号の対象土地をいう。）が数個の法務局又は地方法務局の管轄区域（法務局にあっては法務省組織令第六十九条第二項の規定による事務以外の事務に関する管轄区域をいい、地方法務局にあっては同令第七十一条の管轄区域をいう。）にまたがる場合における筆界特定（不動産登記法第百二十三条第二号の筆界特定をいう。）についての管轄法務局又は管轄地方法務局は、当該数個の法務局